

## 第 1 回検討部会後の医療法人徳洲会に対する指導経過について

### 1. 改善計画に関する追加指導書の交付（令和 6 年 6 月 25 日）

- ・第 1 回検討部会において、委員から神戸徳洲会病院（以下、本件病院）の改善のために必要な様々な意見・指摘があった。
- ・これらの意見・指摘を踏まえて、神戸市保健所は、令和 6 年 6 月 25 日に「改善計画に関する追加指導書」（以下、指導書）を医療法人徳洲会（以下、法人）に対して交付し、改善計画書の追補作成を指導した。（令和 6 年 7 月 1 日までに提出指示）

#### 【追加指導書の概要】

- ・神戸市保健所としては、本件病院の一連の事案に関しては、個人の問題だけではなく、本件病院の医療安全管理体制において、次の 4 つの組織的な根本原因が背景にあったと考えている。
  1. 組織としてのガバナンスの機能不全
  2. 医師数の不足
  3. 職員の医療安全に対する認識不足
  4. 職員間の緊急時を含む情報伝達の不足
- ・特に上記 1 に関しては、医療法人徳洲会 副理事長からは、検討部会後の記者取材において「根本原因は存在しない」との不適切な発言があった。
- ・当然ながら、根本的な改善のためには個々の事案の原因に対する対応だけでは不十分であり、病院組織としての医療安全管理体制の欠如の根本原因への対応が必要不可欠である。
- ・また、法人が提出した改善計画書には、「根本的な原因を究明すべく調査を進めていく」と明記されており、副理事長の発言はこの点とも大きく矛盾する。
- ・このため、神戸市保健所は法人に対して、「根本原因は存在しない」という不適切な発言を書面において速やかに撤回することを指導した。
- ・その上で、神戸市保健所の考える根本原因 4 点を踏まえ、さらに、「法人が独自の調査から導き出した、法人として考える根本原因」も加えた上で、根本原因への対策を法人として講じることを指導した。

### 2. 医療法人徳洲会から改善計画書の追補の提出（令和 6 年 7 月 1 日）

- ・副理事長の発言に関するお詫びと発言内容の撤回についての書面は、令和 6 年 7 月 1 日に法人理事長及び副理事長名で神戸市保健所に提出された。
- ・しかしながら、同日、法人から提出された改善計画書の追補には、保健所が指導した「法人が独自の調査から導き出した、法人として考える根本原因」の記載がなく、また、医師数の不足についても、「309 床における診療体制、医師体制につ

いて具体的な方向性を示す」と曖昧な回答となっていたため、令和6年7月4日に、法人に対して、追補に関する修正指示書を交付し、同年7月8日までに再提出するよう指導した。

### **3. 医療法人徳洲会から改善計画書の追補の再提出（令和6年7月8日）**

- ・上記2の指導に対して、法人より令和6年7月8日に、修正した改善計画書の追補が提出され、内容を確認・精査した結果、正式受理することとした。
- ・徳洲会では、以下の7点が、今回の事態を招いた根本原因としており、各項目における再発防止策を含めて報告書にまとめられている。
  - ① 組織力・ガバナンスの不足
  - ② 新規診療科開設時の準備不足
  - ③ 平時における医療安全対策とPDCAサイクルの不徹底
  - ④ 院長人事の問題
  - ⑤ 診療管理体制及び医師間連携の不足
  - ⑥ 職員への情報発信・共有の不足
  - ⑦ 医師とその他職種における権威勾配

神戸市保健所としては、改善計画書の追補についても、令和6年8月末までに完了するよう指導しており、改善措置の状況について、立入検査等により確認していく。